

生徒手帳

府中市立府中第五中学校

も く じ

- 1 私たちの学校……………1
- 2 校 歌…………… 2～3
- 3 生徒心得…………… 4～12
- 4 図書館のきまり…………… 13～14
- 5 生徒会会則…………… 15～19
- 6 生徒会組織図…………… 20
- 7 生徒会役員選挙細則…………… 21～22
- 8 生徒会関係の任務と活動内容…… 23～24
- 9 災害時の登校に関する対応方針について…… 26～28

私たちの学校	
校 名	府中市立府中第五中学校
所 在 地	東京都府中市新町 2-44-20
電 話	042 (363) 9125
校 長	安達 紀史
校 訓	自 己 発 見
開校記念日	4 月 16 日（昭和 37 年）
目 標	○深く考え、 志高く生きる人になる ○自他を敬愛し、 心豊かな人になる ○健やかで、 社会に貢献できる人になる

府中第五中学校校歌

(混声三部合唱用)

府中市立府中第五中学校 作詞
中田喜直 作曲

明るく力強く ♩ = 90 *mf*

むさしのにみちはひらけて

mp

かがやくよぶんかのひかりしんじつをもと

mp

ff

めてみんなのびようよ - けやきのようにな

ff

f *ff*

わかいわれらのふちゅうごちゅう

f *ff*

府中第五中学校校歌

府中市立府中第五中学校 作詞

中田 喜直 作曲

- 一　むさしのに　道はひらけて
　輝くよ　文化の光
　真実を　求めてみんな
　伸びようよ　けやきのように
　若いわれらの　府中五中
- 二　さくら咲く　多摩の川べり
　日にはえる　遠い山なみ
　大空へ　手をさしのべて
　伸びようよ　けやきのように
　若いわれらの　府中五中
- 三　みどりこい　浅間の丘
　学びやに　光あふれて
　養おう　自主の心
　伸びようよ　けやきのように
　若いわれらの　府中五中

生徒心得

府中五中の生徒である自覚と誇りをもって行動しよう

1 学校生活

A 学習効果を高めよう

I 日課表

	6 校 時	5 校 時
登 校	7 : 50～8 : 20	7 : 50～8 : 20
始 業	8 : 25	8 : 25
朝 読 書	8 : 20～8 : 30	8 : 20～8 : 30
朝 学 活	8 : 30～8 : 35	8 : 30～8 : 35
1 時 限	8 : 40～9 : 30	8 : 40～9 : 30
2 時 限	9 : 40～10 : 30	9 : 40～10 : 30
3 時 限	10 : 40～11 : 30	10 : 40～11 : 30
4 時 限	11 : 40～12 : 30	11 : 40～12 : 30
給 食	12 : 30～13 : 00	12 : 30～13 : 00
昼 休 み	13 : 00～13 : 20	13 : 00～13 : 20
5 時 限	13 : 25～14 : 15	13 : 25～14 : 15
6 時 限	14 : 25～15 : 15	
終 学 活	15 : 20～15 : 30	14 : 20～14 : 30
清 掃	15 : 30～15 : 50	14 : 30～14 : 50
下 校	15 : 50	14 : 50
朝礼 月曜日		

- 2 始業のチャイムが鳴る前に、すぐに教室にはいって学習の準備をして、静かに先生を待とう。
- 3 授業の始めと終わりには、静かに起立して正しい礼をしよう。
- 4 入室が遅れたとき、または授業中座席を離れる必要が起こったときは、先生にその理由を述べ、許可を得た後行動しよう。
- 5 教科書その他教材を忘れたときは、その始業前に教科の先生に連絡しよう。
- 6 互いに協力し、自分も友だちもともに伸びるようにつとめよう。
- 7 原則として、下校時刻以降の残留は認めません。
- 8 考査について
 - (1) 考査の時間割は事前に発表されるので計画的に勉強しよう。
 - (2) 考査等のときの着席は、出席番号順とします。
 - (3) 考査時間が終わったら、各列の後ろの生徒は答案を番号順に集め、提出します。

B 規則正しくしよう

学校生活を充実させるために、規則を守り、人に迷惑をかけないようにし、時間と共に行動し、礼儀正しく、秩序ある行動をとろう。

C 学校生活

a 登校・下校

- ① 8時20分までに登校しよう。
- ② 登校後の外出は、原則として認めていません。特例の事情がある時は担任の許可を必ず受けましょう。
- ③ 朝礼の時には、教室に荷物を置いて8時25分までにアリーナに整列する。

- ④ 欠席の連絡は、8:10 までにスマート連絡帳で連絡する。(7:30 までは留守番電話になっているため、つながりません。) できない場合は、電話連絡を行う。
- ⑤ 遅刻・早退が事前にわかっている場合も欠席同様に連絡する。
※8:25 以降に登校する場合は、東門の通用門を利用すること。
遅刻して登校した場合は、必ず職員室にいる学年の先生(いない場合は、他学年の先生または副校長先生)に登校した旨を伝え、連絡カードを受け取り教科担任に提出してから授業を受ける。
- ⑥ 帰りの学活や清掃後は、特に用事がない場合は、速やかに下校しよう。

b 礼儀

- ① 登下校の時や、日常生活で先生や友達とすれ違う時は挨拶をしよう。
- ② 校内で来校者に会ったときには、自分から挨拶をするよう心掛けよう。
- ③ 職員室に入室するときは、「失礼します」と断ってから入室しよう。その際は、荷物を持って入室しないこと。

職員室に用事がある場合

1・2年生は校長室側、
3年生は西昇降口側の入口を利用すること。

c 服装・頭髪

1 頭髪

- ① 中学生らしい頭髪を心がけよう。
- ② 整髪料をつけたり、脱色したり、染色するなどの加工することは禁止します。
- ③ 髪留めのゴムは黒・紺・茶、ヘアピンは黒・紺とする。

2 服装

《Aタイプ》

冬服

- ・ 灰ブレザー、灰スラックス、ネクタイ
※日常生活においては、ネクタイを着用しなくてもよい。
- ・ 白ワイシャツ（飾りのないもの）
- ・ 靴下は、紺、灰色、白、黒の無地
※ワンポイントは可。くるぶし丈は可。
※令和5，6年度入学生は、おさがり、リサイクル等の詰襟型標準服の着用も可。（卒業まで着用可）

夏服

- ・ 青半そでシャツ（学校指定）
- ・ 白ワイシャツ
- ・ ポロシャツ（白・黒・紺の無地、ボタンダウンも可）
- ・ 灰スラックス
- ・ 靴下は、紺、灰色、白、黒の無地
※ワンポイント可。くるぶし丈可。

《B タイプ》

冬服

- ・ 灰ブレザー、灰スカート、リボン

※日常生活においては、リボンを着用しなくてもよい。

- ・ 白ワイシャツ（飾りのないもの）
- ・ 靴下は、紺、灰色、白、黒の無地

※ワンポイント可。くるぶし丈可。

夏服

- ・ セーラー型シャツ（学校指定）
- ・ 白ワイシャツ
- ・ ポロシャツ（白・黒・紺の無地、ボタンダウンも可）
- ・ 灰スカート
- ・ 靴下は、紺、灰色、白、黒の無地

※ワンポイント可。くるぶし丈可。

《C タイプ》

冬服

- ・ 灰ブレザー、灰スラックス、リボン（ネクタイでも可）

※日常生活においては、リボン（ネクタイ）を着用しなくてもよい。

- ・ 白ワイシャツ（飾りのないもの）
- ・ 靴下は、紺、灰色、白、黒の無地

※ワンポイント可。くるぶし丈可。

夏服

- ・セーラー型シャツ（学校指定）
- ・白ワイシャツ
- ・ポロシャツ（白・黒・紺の無地、ボタンダウンも可）
- ・灰スラックス
- ・靴下は、紺・灰色・白・黒の無地
※ワンポイント可。くるぶし丈可。

《その他の事項決まり》

冬服

- ・サマーベスト：白（学校指定）
※着用しなくてもよい。
- ・セーター：紺（学校指定）
※着用しなくてもよい。
- ・靴：運動靴（革靴は不可）
※体育の授業に適したひも付きを使用する。

3 防寒着

- ① コート類は、派手でないものを着用すること。
- ② マフラーは、派手でないものを着用すること。
- ③ 手袋を着用する場合は、派手でない色の物を着用すること。
- ④ セーターは、学校指定のものを着用すること。

4 通学靴

- ① 通学靴は、運動靴とする。

5 上履き

- ① 学校指定の学年色の上履きとする。
(マジックで記名すること)
- ② 上履きは、下駄箱の上段に収納すること。

6 体育の授業時の服装

- ① 学校指定の紺地のＴシャツ(リサイクルの白地のものも可)と紺のハーフパンツとする。
- ② ジャージは学校指定のものとする。
- ③ 武道場・アリーナでの授業時は、体育館履きに履き替える。

7 その他

- ① 靴下は、白・黒・紺・灰の無地のものとする。
ワンポイント可。(くるぶしソックス可)

d 所持品

- ① 所持品には、必ず学年、組、番号、氏名を記入する。
- ② 貴重品（腕時計・カメラ・携帯電話・スマートフォン・音楽機器…等）は、学校に持ってこない。
※違反があった場合は、一時預かりとし保護者に返却する。
- ③ 学習に必要なもの（雑誌・漫画・玩具…等）は学校に持ってこない。電子辞書は持ち込み禁止とする。

e 清掃当番

- ① 担当者全員で協力して清掃にあたる。
- ② 清掃が終了したら、担当の先生に報告をする。
- ③ 担当の先生の点検が終了した後に下校する。

f 給食当番

- ① 給食当番は、エプロン・帽子を着用し、衛生面に気をつけて、全員で協力し配膳を行う。
- ② 配膳には、学級全員で協力し、12:45 までに「いただきます」ができるようにする。
- ③ 食事中は、立ち歩いたり、座席を変わったりしないこと。
- ④ 片付けも全員で協力して行う。
- ⑤ 給食のゴミ捨ては、給食担当から出される分別のプリントに従い、当番が責任をもって行う。

g 下 校

- ① 係活動、委員会活動、部活動などの認められた活動以外で許可なく、教室に残留しないこと。

h 部活動

- ① 部活動は「調和のとれた社会人になる。自分の個性を伸ばす。」ことが目標であり、顧問や外部指導員の指導のもとに、授業時間以外を利用して希望者により活動する。
- ② 入部の時は、保護者の承認を得て申し込む。やむを得ない事情で年度内に部を変更する時は、保護者の承認を受けてから、顧問、担任の了解を得て部活動規約に基づいて変更する。
- ③ 活動日と活動時間は、各部活動ごとに定める。ただし、朝と放課後の練習時間は以下の範囲とする。

○放課後練習 3月～10月 終学活終了後～18:30

11月～2月 終学活終了後～18:00

*上記の時間は完全下校する時間である。

- ④ 活動に参加するときは、カバンなどの持ち物を活動場所または、指定の場所へ持参する。
- ⑤ 活動が終了したら、活動場所の後片付けをきちんと行う。
- ⑥ 活動終了後は、教室などに戻らず、活動場所から直接下校する。

i 冷暖房の使用について

- ① 冷暖房の操作は先生、または環境美化委員が行う。係以外の生徒が操作を行ってはいけない。
- ② 節電を心掛ける。

j その他

- ① 校内の備品・設備など、物を破損した時は、直ちに担当の先生および担任の先生に報告する。
※自分たちで直せる物は、先生の指導のもとで修理しよう。
場合によっては、弁償をしなければならないこともあります。
- ② 身分証明書カードを紛失した時は「再発行願い」を書いて、担任の先生に提出する。

図書館のきまり

A 入館のきまり

- 1 開館は毎日昼休みと放課後行う。
- 2 持ち物は、自分の教室においてくる。
- 3 本の中に鉛筆などで線を引いたり、まるをつけたり、あるいは本の読みかけの途中を折らない。
- 4 入館中は静かにする。
- 5 利用する本は、ていねいに扱い、利用後はもとの位置にもどす。
- 6 入館中は司書の先生、図書委員の指図に従う。

- 図書館は本を日本十進分類法（N D Cと呼んでいる）に従って分類している。

分類の記号は数字を使って、その内容を次のように表している。

分類 番号	000	100	200	300	400	500	600	700	800	900
内容	総記	哲学	歴史 地理	社会 科学	自然 科学	工学 技術	産業	芸術	語学	文学

B 館外貸し出しのきまり

- 1 貸し出しは毎日昼休みと放課後行う。
- 2 貸し出す本は1人3冊、期間は2週間とする。(長期休業中、あるいは授業その他で使う場合は、冊数・期間の変更を認める。
- 3 借りる時は、借りたい本を図書貸出係に提出し、手続きを済ませる。
- 4 返却する時は、返却する本を図書貸出係に提出する。閉館時は返却箱に入れる。
- 5 館内のラベルの貼ってある本は、貸出しをしない。
- 6 貸出期限をすぎて継続する場合は再度手続きをし、3回までとする。
- 7 本のまた貸しはしてはいけない。
- 8 借りた本は大切に扱う。

府中第五中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称）本会は府中市立府中第五中学校生徒会という。

第2条（会員）本会の会員は、本校に在籍する生徒とする。校長、その他の教職員は選挙権を持たない。

第3条（目的）本会は、本校の先生の指導のもとに次のような諸活動を通して会員の自活性、社会生活に必要な生活態度を身につけることを目的とする。

- 1 学校行事にすすんで参加する。
- 2 会員の生活改善、福祉をめざす活動をする。
- 3 各学級への連絡・交流、部活動や奉仕活動、校外生活グループ活動等の連絡・調整をする。

第2章 機 関

第4条（機関）本会に次の機関をおく。

(1) 生徒総会 (2) 役員会 (3) 中央委員会 (4) 専門委員会

- 学級代表委員会 ○生活委員会
- 保健給食委員会 ○環境美化委員会
- 図書委員会 ○視聴覚委員会

(5) 部活動各部長会・部会

- 体育・文化各部長会 ○各部会

(6) 特別委員会を設けることができる。

第5条（生徒総会）総会は本会の最高議決機関であり、次のように行う。

- 1 招集は生徒会長が行う。
 - 2 構成は全会員の5分の4以上の出席による。
 - 3 総会は、5月にひらく。ただし会長が必要と認めたときおよび中央委員会がその必要を決定したときは、校長の許可を得て臨時にひらくことができる。
 - 4 議長は、生徒会役員外から選出する。
 - 5 内容は、役員を承認する。会則の制定改正をする。活動計画を承認する等。
 - 6 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第6条(中央委員会)中央委員会は生徒総会につぐ議決機関であり、次のように行う。

- 1 招集は生徒会長が行う。
- 2 構成は、役員・学級代表・委員長とし、3分の2以上の出席による。
- 3 議長は中央委員会の中から選出する。
- 4 内容は
 - 活動内容・会則改定・役員選挙細則・専門委員会の任務などの原案作成
 - 各委員会・部長会・部活動などの連絡・調整
 - 総会で決議された活動計画の実行・奨励について調整する。
 - 緊急事項の処理にあたる。
- 5 議決は出席者の過半数の同意を必要とする

第3章 役員の選出と任期

第7条（役員）生徒会役員は次の通りとする。

会長1名、副会長2名 常任役員4名

第8条（役員選出と任期）役員の選出は、別に定める選挙規定により、全会員の投票によって行い、任期は10月から翌年の9月までとする。

第4章 役員の任務と活動

第9条（任務）役員の任務は次の通りとする。

会長は、

○会を代表し会務を処理する

○総会・中央委員会・役員会を招集する。

○各委員会・部長会に出席し調整連絡にあたる。

○役員会の議長となる。

○全校集会の企画運営にあたる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときなどはその代理をする。常任役員は、会の事務を処理し、総会・中央委員会・役員会等の記録、発表・連絡にあたる。

第10条（活動）生徒会役員は、次の活動を行う。

- 1 役員会をひらいて、問題解決の方法を協議し解決を促進する。
- 2 各委員会・部長会に出席して調整連絡・助言にあたる。
- 3 生徒会旗の掲揚・降納を行う。
- 4 集会活動の企画・運営にあたる。
- 5 活動計画案の作成。
- 6 他校との交流会の計画・実施。

7 その他第3条の目的を達成するための原案作成。

第5章 委員会活動

第11条（委員）委員は次の通りとする。

（a）学級代表・生活・保健給食・図書・環境美化は男女各1名とする。

（b）視聴覚は各学級から1名。

第12条（選出）委員は、各学級で選出される。

任期については2期制（前期は4月から9月、後期は10月から3月とする）。

第13条（任務と活動）委員は、一斉委員会、臨時の委員会に出席して、別に定める任務と活動内容にそって問題解決につとめる。

第14条（学級代表委員会）学級代表委員会は自治活動を促進するための機関であり、次のように行う。

1 招集は学級代表委員会の代表が行う。

2 構成は学級代表5分の4以上の出席による。

3 議長は学級代表委員会の代表があたる。

4 内容は

○中央委員会への参加

○学年行事・集会活動の企画、運営調整

○自治活動を促進するための活動全般にわたって審議調整する。

5 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第15条（各専門委員会）各委員会は、委員の

互選により代表を選出し、次のように行う。

- 1 招集は、各委員長が行う。
- 2 構成は、委員全員による。
- 3 内容は、学級の問題解決・学年全般の問題解決・全校の問題解決・その他は別に定める。
- 4 議長は、各委員長があたる。
- 5 委員会は、原則毎月1回以上ひらく。
- 6 議決は、出席者の過半数の同意による。

第6章 部活動（課外）

第16条（成立）部の人数は原則として10名以上とし、顧問1名以上をおく。

第17条（役員と任期）役員は次の通りであり、任期は各部活動の定めるところとする。

- 1 各部に部長・副部長をおく。
- 2 文化・体育部の各部長から部長代理をおく。

第18条 部活動の役員の任期は別に定める。

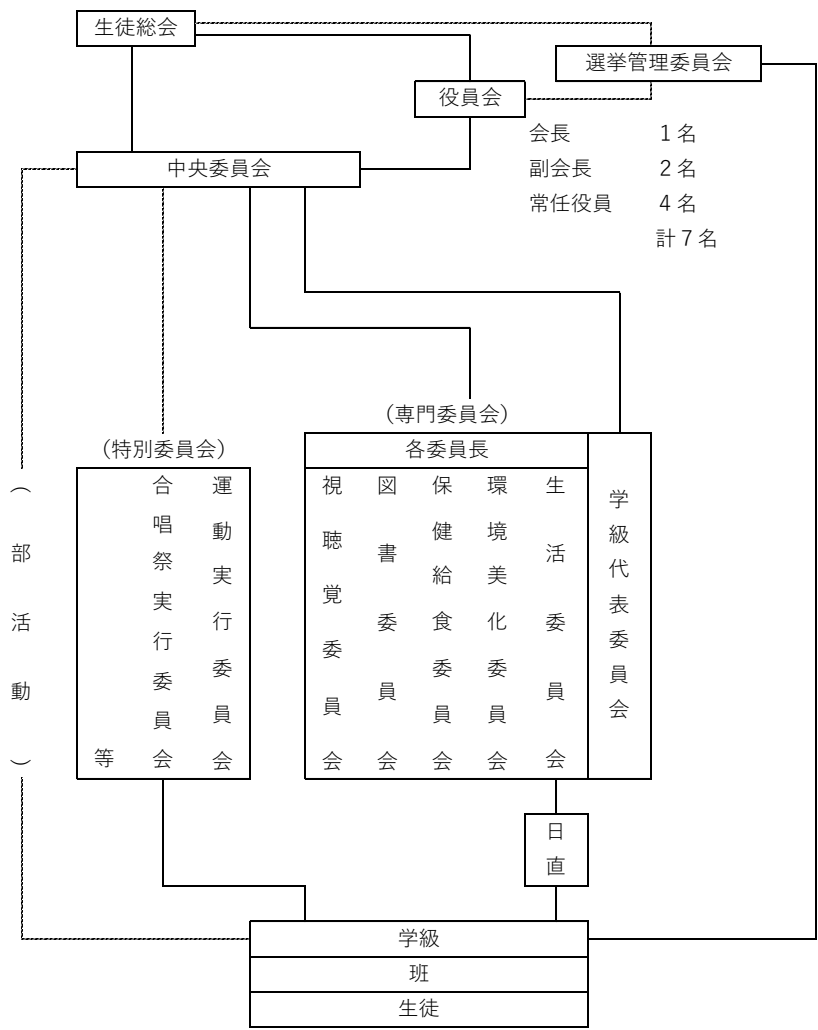
第7章 附 則

第19条 本会則を施行するにあたっての細則・心得など中央委員会で審議し、議決は出席者の3分の2以上の同意による。

第20条 本会の活動は、学校長から許可され、また委託された範囲内に限定されるものとする。

第21条 この会則は、平成8年4月1日から実施する。

生徒会組織図



生徒会役員選挙細則

生徒会役員選挙は、生徒会規約第9条にもとづいて次のような細則によって行う。

第1条 役員の選挙は9月～10月中に行い立候補者は1・2年生に限る。

第2条 選出する役員は会長1名と、副会長2名、常任役員4名とする。

第3条 立候補者は、学級または10名以上の有志からの推せんがなければならない。

第4条 信任投票となった場合、有効投票総数の過半数以上の信任をもって当選とする。

第5条 選挙にあたっては、各学級より1名ずつ選出した者によって選挙管理委員会を組織し会務にあたる。

第6条 選挙管理委員会は、下記の構成をもって会務を推進する。
ア 委員長1名 イ 副委員長1名

第7条 委員長・副委員長は委員の互選による。

第8条 役員の選挙は次の規定にもとづいて実施する。

ア 届出は、告示後1週間以内とする。

イ 選挙運動は届出の翌日から投票日、朝までとする。ただし詳しくはその都度選管で決めて発表する。

ウ 立ち合い演説会は、選挙管理委員会で計画して実施する。

エ ポスターは選挙管理委員会で規定する用紙をつかう。

オ 選挙活動についての細則は、その都度選挙管理委員会で規定して発表する。

カ 選挙違反した立候補者は、立候補をとり消す。

第9条 委員会の任務は次の通りである。

ア 選挙告示をする。

イ 立候補届出の受理と発表。

ウ 選挙運動の規定を作成し発表する。

エ 立ち合い演説会を主催し実施する。

オ ポスターの掲示・立候補者一覧表の作成と掲示をする。

カ 投票用紙の作成・管理・配布・収集の任にあたる。

キ 開票

ク 当・落一覧表の作成

ケ 当選者の発表

生徒会関係の任務と活動内容

〈活動例〉

学級代表（男女各１名）

- ① 学級・教科担任の補佐。
- ② 学年・学級の統率。
- ③ 朝礼・集会・避難訓練など整列の呼びかけと点呼。
- ④ 学活、学年集会の司会進行。
- ⑤ 各行事や委員会での取り組みをサポートする。

生活委員（男女各１名）

- ① 服装違反者への注意・呼びかけ。
- ② 朝礼・集会・避難訓練などで、整列の呼びかけ。
- ③ 昼休みのボールの貸し出し、管理。

保健給食委員（男女各１名）

- ① 病人、ケガ人を保健室に連れていく。
- ② トイレットペーパーと石けんの補充をする。
- ③ 給食時に「いただきます」「ごちそうさま」の号令をかける。
- ④ 給食の配膳、後片付けがきちんとできるようクラスの給食当番と協力して行う。

環境美化委員（男女各１名）

- ① 毎週金曜日の放課後に黒板クリーナーの清掃
- ② リサイクル紙の回収。
- ③ 学期末の「全校美化」の計画。
- ④ 清掃用具の管理。
- ⑤ 冷暖房の管理。
- ⑥ 常に教室の美化に心がける。

視聴覚委員（１名）

- ① 視聴覚全般についての計画と実施。
- ② 放送活動の計画・実施・規定の作成。
- ③ 運動会をビデオに記録する。
- ④ 朝礼の放送等準備。（学年集会のときも）
- ⑤ 給食時、登下校時の放送。
- ⑥ 始業式・終業式の放送準備。
- ⑦ 運動会の放送。（放送機器の準備）

図書委員（男女各１名）

- ① 昼休みに図書室で、本の貸し出し・返却の仕事をを行う。
- ② 図書室の本の整理を行う。
- ③ 本を紹介する。
- ④ 学級文庫の管理。

府中市立府中第五中学校における
災害時の登校に関する対応方針について

【地震の災害対応】

I **震度5弱**以上の地震が発生した場合の対応 ※気象庁の発表

- (1) 児童・生徒が登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合
○自宅待機してください。
- (2) 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことのない大きな揺れを感じるような地震）が発生した場合
○自宅か学校の近い方に避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は、学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所への避難してください。

※登下校中に地震が起きたらどうするか、ご家庭で話し合いをお願いします。

【台風等の災害対応】 **※必ず学校から対応の連絡をします。**

I 気象庁から府中市に**暴風警報**又は、**特別警報**が発表されている場合の対応

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。

2 多摩川の水位の上昇に伴う対応

(1) 府中市が高齢者等避難を発令している場合

① 浸水想定区域内の13校

【府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校】

○午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の20校

○午前7時、学校は、保護者に「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

・メール内容（例）

浸水想定区域に居住する児童（生徒）は、保護者の方と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

(2) 府中市が避難指示を発令している場合

【全ての市立小・中学校33校】

○午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡する。

- 3 土砂災害警戒区域に府中市が避難指示を発令している場合の
対応

① 土砂災害警戒区域に含まれる2校

【府中第五小学校、府中第十小学校】

○午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡
します。

② ①以外の31校

○午前7時、学校は、保護者に「土砂災害警戒区域定区域に居住
する児童・生徒の避難」について連絡します。

・メール内容（例）

浸土砂災害警戒区域に居住する児童（生徒）は、保護者等と安
全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難
できない場合は、登校させて構いません。

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、
保護者の判断で、登校を遅らせたり、自宅待機させたりする
こともできます。